

指名停止措置の概要

1. 業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社久米設計	東京都江東区潮見2-1-22	(1)
ランドブレイン株式会社	東京都千代田区平河町1-2-10	(2)

2. 措置期間 (1) 令和5年12月14日～令和6年9月13日(9か月)
(2) 令和5年12月14日～令和6年6月13日(6か月)

3. 指名停止措置の適用範囲 測量

4. 事実概要

株式会社久米設計の執行役員である九州支社長及びランドブレイン株式会社の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5. 指名停止理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」(平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。)第2条第1項及び別表第2第9項に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措置要件	期間
別表第2 (公契約関係競売等妨害又は談合) 9 有資格者である個人、有資格者の役員等又は使用人が、公契約関係競売妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は、逮捕を経ないで控訴を提起されたとき	当該認定をした日から 6月以上12月以内

問合せ先

土浦市総務部管財課契約検査係
土浦市大和町9番1号
電話 029-826-1111 (内線) 2226、2227